株式会社　○〇〇○　　定款

平成○年　○月　○日　作成

平成○年　○月　○日　公証人認証

平成○年　○月　○日　会社設立

**定款**

1. **総　則**

（商号）

1. 当会社は，株式会社××××××と称する。

（目的）

1. 当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
2. ××××××××××××××××××
3. ××××××××××××××××××
4. ××××××××××××××××××
5. ××××××××××××××××××
6. ××××××××××××××××××
7. 全各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

1. 当会社は，本店を××県××市に置く。

（広告の方法）

1. 当会社の広告は，××××××により行う。

**第2章　株　式**

（発行可能株式総数）

1. 当会社の発行可能株式総数は，×××株とする。

（株式の不発行）

1. 当会社の発行する株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには，×××の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡請求）

1. 当会社は，相続，合併その他一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得したものに対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株式名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主の氏名等株主簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され，若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。

２）　前項の規定にかかわらず，利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には，株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（室犬の登録及び信託財産表示請求）

1. 当会社の発行する株式につき質権の登録，変更もしくは抹消，又は信託財産の表示もしくは抹消を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名印して提出しなければならない。

（手数料）

1. 前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所などの届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における，その事項についても同様とする。

（基準日）

当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

２）　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは，取締役の決定により，臨時に基準日を定めることができる。ただし，この場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

**第３章　株　主　総　会**

（招集）

1. 当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時総会は，必要に応じて招集する。

２）　株主総会を招集するには，会日より５日前までに，各株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集権者及び議長）

1. 株主総会の議長は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役社長が招集する。

２）　株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

３）　取締役社長に事故がある場合は，取締役の決定であらかじめ定めた順序により，他の取締役が株主総会を招集し，議長となる。

４）　取締役全員に事故がある場合は，総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（招集手続きの省略）

1. 株主総会は，株主の全員の同意がある場合は，招集手続きを経ることなく開催することができる。

（決議）

1. 株主総会の決議は，法令または本定款に別段の定めがある場合を除き，議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

**第４章　取　締　役**

（取締役の員数）

1. と会社の取締役は××名以上とする。

（取締役の選任及び解任）

1. 当会社の取締役の選任及び解任は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

1. 取締役の任期はその選任後××年以内に終了する異形年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の罪人取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

1. 取締役を２名以上置く場合には，取締役の互選により代表取締役１名を定める。

２）　代表取締役は，社長とし，当会社の業務を統括する。

３）　当会社に置く取締役が１名の場合には，その取締役を社長とする。

（報酬等）

1. 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議により定める。

**第５章　計　算**

（事業年度）

1. 当会社の事業年度は年１期とし，毎年×月×日から翌年×月×日とする。

（剰余金の配当等）

1. 剰余金の配当は，毎事業年度末日現在における株式名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

２　剰余金の配当が，その支払の提供の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

**第６章　附　則**

（設立に際して出資される財産の価額）

1. 当会社の設立に際して出資される財産の価値は，金×××万円とする。

（設立後の資本金の額）

1. 当会社の設立後の資本金の額は，金×××万円とする。

（最初の事業年度）

1. 当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から平成×年×月××日までとする。

（設立時の役員）

1. 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は，次のとおりとする。

設立時取締役　　　　　×××

　　　同　　　　　　　×××

設立時代表取締役　　　×××

（発起人）

1. 発起人の氏名，住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は，次のとおりである。

住所　○県○市○町○丁目○番○号〇〇○

氏名　××××　　　　〇〇株　金〇〇○万円

住所　○県○市○町○丁目○番○号〇〇○

氏名　××××　　　　〇〇株　金〇〇○万円

（法令の準拠）

1. この定款に規定のない事項は，すべて会社法その他法令に従う。

　以上，株式会社×××の設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名押印する。

　　平成○年○月○日

　　　発起人　○ ○ ○ ○　㊞

　　　発起人　○ ○ ○ ○　㊞

㊞　㊞　㊞